

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所「東部さわやか」

重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(松阪市指定 第 2470701620 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設の利用は、原則として要介護認定の結果要支援及び要介護と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	4
6. 守秘義務	4
7. 事故発生時の対応	5
8. 緊急時の対応	5
9. 感染症や災害の対応強化	5
10. 虐待防止・身体拘束防止	5
11. ハラスメントの防止	5
12. 身分証携行	5
説明同意欄	6
個人情報使用同意書	7

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 太陽の里 |
| (2) 法人所在地 | 三重県松阪市若葉町 80-5 |
| (3) 電話番号 | 0598-51-2555 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 中井 大樹 |
| (5) 設立年月 | 平成9年7月18日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・平成 20 年 5 月 1 日指定
松阪市 2 4 7 0 7 0 1 6 2 0 号
- (2) 事業所の目的 居宅介護支援
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 東部さわやか
- (4) 事業所の所在地 三重県松阪市西黒部町 3 7 2 8 - 1
- (5) 電話番号 0 5 9 8 - 5 0 - 0 3 8 3
- (6) 施設長（管理者）氏名 岡村 淳子
- (7) 当事業所の運営方針 可能な限り居宅において能力に応じ自立した日常生活が出来るよう支援します。また、利用者の選択に基づき、多様な事業者から総合的かつ効率的な提供に配慮します。
- (8) 開設年月 平成 20 年 5 月 1 日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8:30～17:30 土・日・時間外 携帯電話に転送 24 時間常時連絡が可能な体制にしています

- (10) 加算 特定事業所加算Ⅱ・ターミナル加算を算定

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1 名（常勤兼務）
管理者は、事務所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 主任介護支援専門員 1 名以上
主任介護支援専門員は、他の介護支援専門員が適切かつ円滑に業務が行えるよう助言・指導を行う。
- (3) 介護支援専門員 3 名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

職種	勤務体制
1. 管理者	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
2. 主任介護支援専門員（常勤）	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
3. 介護支援専門員（常勤）	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

- ① 利用者の要介護認定等の申請及び更新申請、状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を支援します。
- ② 少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ③ 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供し、インフォーマルサービスを含んだ生活支援サービスも包括的に提供し、複数の事業所を紹介した上、公平中立な立場で利用者及び家族にサービスの選択を求めます。また、その事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を利用者および家族に説明します。
- ④ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑥ 利用者および家族等、サービス事業所との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握し、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業所等との連絡調整を行います。
- ⑦ 居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し、国民保険団体連合会に送付します。
- ⑧ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。
- ⑨ 居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合は、介護保険施設に関する情報を提供します。
- ⑩ 利用者が医療サービスの利用を希望する場合等は、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めることとされ、この意見を求めた主治医等に居宅サービス計画を交付します。
- ⑪ 常に医療機関との連携促進を行います。利用者が病院などに入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院などに伝えていただきますようお願いいたします。病院に持参する医療保険証またはお薬手帳等と合わせて名刺の保管対応をお願いします。
- ⑫ 事業所等から利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、モニタリング等の際に状態を把握し、介護支援専門員より主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑬ 通常の事業実施地域は、旧松阪市・明和町の区域とします。

＜利用料金＞

- ① 居宅介護支援については、保険料の滞納等がなければ、保険から支払われるため利用者の負担はありません。
- ② 介護支援専門員が地域に訪問・出張する必要がある場合もその旅費は徴収しません。
- ③ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
1枚につき 10円

5. 苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 当事業者相談窓口 居宅介護支援事業所 東部さわやか
担当者 管理者 岡村 淳子
電話番号 0598（50）0383
対応時間 8：30～17：30

- 行政機関への苦情申し出は、次の窓口で対応します。
担当部署 松阪市役所介護保険課
電話番号 0598（53）4090

- 担当部署 国民健康保険団体連合会
電話番号 059（222）4165

（2）苦情の処理について

苦情の受付は1週間を目途に申し出人に経過を報告します。苦情の内容により苦情処理委員会を開催し、協議し解決をはかります。

※ 苦情処理委員（第三者委員）

6. 守秘義務

- （1）事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- （2）事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- （3）事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

7. 事故発生時の対応

事業者が、居宅介護支援を提供するうえで事故が発生した場合は、速やかに保険者に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、その事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

8. 緊急時の対応

事業者はサービス事業者からの緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。（救急搬送時には、医療費以外に実費負担が発生する場合があります。）

9. 感染症や災害の対応強化

感染症や災害が発生しても、利用者が継続して居宅介護支援が受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、職員に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

感染症の発生又はまん延を防止するための指針の整備と研修及び訓練を実施します。

10. 虐待防止・身体拘束防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止・身体拘束防止のため、必要な体制の整備（委員会の開催・指針の整備等）を行うとともに、職員に対して必要な研修を実施します。

サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

11. ハラスメントの防止

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者・事業者の職員間において、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 身分証携行

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

個人情報使用同意書

社会福祉法人 太陽の里
居宅介護支援事業所 東部さわやか
担当介護支援専門員 様

介護支援専門員が訪問調査、面接等で入手した私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施するサービス担当者会議や、介護支援専門員と主治医、事業者とのサービス利用手続き等に用い、必要な場合にのみ使用することに同意します。

2 使用する者の範囲

介護支援専門員、主治医及び利用者のための居宅サービス計画に位置づけられたサービス事業者の担当者とします。

居宅サービス計画の変更等により事業者が変更になった場合は、その都度承認を求めてください。

3 使用する期間

当事業者との居宅介護支援の契約期間に限ります。

4 条件

- （１） 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては担当する介護支援専門員と主治医、居宅サービス計画にかかわるサービス事業者の担当者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払ってください。
- （２） 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておいてください。

令和 年 月 日

利用者 氏名

（署名代理人氏名）

家族の代表 氏名

（続柄 ）